

「相談員制度」の具体的な制度設計

平成26年7月25日
原子力被災者生活支援チーム

1. 経緯

- 発災後、地元自治体は大変な御苦勞の中、最前線に立って、住民の方々が直面する放射線不安や生活再建等に関する課題に対して懸命な取組を進められてきました。
- 具体的には、例えば以下のような事例が挙げられると考えています。
 - 講座・健康相談会・訪問相談の実施（伊達市）
 - 情報誌の発行・講師を囲む小規模会合の開催（飯舘村）
 - 保健師による積極的な訪問相談の実施（川内村）
 - 個人線量測定結果に基づく個別相談会の実施（田村市） 等
- これらが効果を発揮する一方、こうした取組について、継続的な実施や様々な取組を結びつける仕組み等を支援して欲しいとの声がありました。
- このような中、昨年11月、原子力規制委員会が決定した「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」の中に、帰還の選択をする住民を身近で支える相談員の配置が提言されました。
- 政府としては、昨年12月に閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」において、地元自治体による相談員の配置やその活動を支援することをお示しするとともに、本年3月に創設した「福島再生加速化交付金」の中で、相談員の育成・配置や個人線量低減支援のための予算を措置しました。
- 本制度設計は、地元自治体に「相談員制度」を御活用いただく上で参考としていただくべく、「相談員制度」の具体的な制度設計をお示しするものです。地元自治体等からいただいた声を踏まえ、制度設計（案）を作成し、平成26年7月3日に開催された原子力規制委員会の「帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム[相談員制度について]」での議論を踏まえて修正し、今般公表させていただくこととしました。

2. 地元等の声の反映

- これまで、相談員制度について、地元自治体や現地で活動する方々に対する説明を実施してきました。
- 相談員制度については、概ね高い評価をいただいていると考えていますが、より使いやすく効果的なものとするためのご指摘もいただきました。
- これを踏まえ、地元等からいただいた声を制度設計に反映し、お示しすることにいたしました。

地元等の声（主なもの）	制度設計への反映状況
○ 相談員の具体的な役割を明らかにして欲しいとの声。	○ 期待される取組例の提示。 <ul style="list-style-type: none"> - 放射線量測定 - 放射線量測定結果の丁寧な説明 - 住民の方々の関心等（放射線、生活再建等）の聞き取り - 住民の方々の関心等に向き合った対応策（コミュニティ単位で実施すべきプロジェクト等）の検討
○ 放射線関連の相談対応は専門家でないと難しいのではないかととの声。	○ 知見・経験を有する民間事業者・NPO等への委託や相談員がチームを構成することも可能と提示。 ○ 地元自治体のニーズに応じ、住民とともに考える専門家を紹介する取組を検討。
○ 地元の実情に応じ、地元が柔軟に活用できるようにして欲しいとの声。	○ 例えば、放射線量測定や結果の丁寧な説明を実施する際は、国は求めに応じ、以下のように対応する方針を提示。 <ul style="list-style-type: none"> - 既にこれらを実施している地域では、従来の蓄積・繋がりを活かし、現行の枠組みが持続可能となるよう支援 - これから実施を検討する地域では、地元との信頼関係の構築を最優先に支援
○ 相談員の活動が継続的に改善され、その知見が広く共有されるようにして欲しいとの声。	○ 期待される取組の提示。 <ul style="list-style-type: none"> - 地元自治体は必要に応じ、住民の方々からの提案等を求め、相談員の活動の改善に繋げていくことが推奨される - 国も必要に応じ、地元自治体における活動の改善を支援するとともに、こうした改善について、有識者も交えた公開の場で地元自治体と共有を図り、更なる制度の充実に努める

- 今後も、相談員制度が、地元の意向を踏まえ、地元にとって使いやすく効果的な制度となるよう、引き続き地元自治体・住民等の声をお聞きしてまいります。

3. 相談員制度の具体的な制度設計

- 相談員は、地域毎に、住民とともに、住民の自発的な活動を支援することが重要であると考えています。
- 相談員制度は、地元の実情を踏まえ、地元にとって使いやすく効果的な制度とすることが基本であると考えています。

3-1. 対象地域

- 放射線不安等に広く応えるため、避難指示区域及び旧緊急時避難準備区域を含む12市町村に加え、その他の浜通り・中通りの市町村を含めることとし、当該市町村又は福島県（以下、「地元自治体」という）の申請に基づき、交付金を交付することとしています。

3-2. 相談員体制の整備

- 相談員の配置時期や担い手、担わせる役割、活動内容等については、地元自治体が作成する事業計画に基づくものとし、国は求めに応じ、相談員体制の整備に協力します。

3-3. 相談員の役割

- 相談員は、以下の取組を担うことが期待されます。
 - 住民が自ら個人線量を把握・理解し、その結果等に着目した被ばく低減対策等を有機的に結びつける取組を通じて、住民の自発的な活動を支援すること
 - 日常生活や将来に向けての生活再建・生活設計の支援、避難の継続に伴う不安の解消や故郷の復興・再生やコミュニティの復活など、帰還した地域の生活環境の向上に資するための取組を通じて、住民の自発的な活動を支援すること
 - 上記に関する様々な相談等にワンストップで対応すること
- そのため、相談員は各地域で中長期的に継続して活動し、地域住民との信頼関係を形成しつつ、行政や専門家と住民の間を取り持ち、地域の生活環境の向上に資する様々な活動の中心的な役割を担って活動することが期待されます。

※また、これまでに地元自治体で措置された復興支援のための要員に係る経費等について、例えば、個人線量の把握・管理に関する継続的な取組及び相談員の活動を支援する体制の活用等により、その取組の更なる充実が想定される場合には、福島再生加速化交付金による相談員育成・配置事業の対象にします。

3-4. 相談員の具体的な活動内容

- 相談員の活動内容は、地元自治体が地域の実情や相談員の知見・経験等に応じて設定することを基本とします。
 - 具体的には、以下の例のような活動を組み合わせて実施することにより、様々な活動が有機的に繋がりが合い、個別に実施される場合と比べより大きな効果を発揮することが期待されます。
 - (放射線量測定)
個人線量計、サーベイメーター等の各種機器の貸出、使用方法の解説や測定補助を行うこと
 - (放射線量測定結果の丁寧な説明)
戸別訪問等を通じて放射線量測定結果の丁寧な説明を行うこと
 - (住民の方々の関心・要望等（放射線、生活再建等）の聞き取り)
戸別訪問等を通じて様々な関心・要望等の聞き取りや集約を行うこと
 - (住民の方々の関心・要望等に向き合った対応策（コミュニティ単位で実施すべきプロジェクト等）の検討)
相談員自身がアドバイスを行うこと、行政や専門家に伝達し相談先を紹介すること、又は、行政やコミュニティ単位で実施すべきプロジェクト（例：個人線量の把握・管理、ストレス解消に向けた取組等）の提案等を行うこと
 - (継続的な改善)
他地域の相談員との連携や情報共有を行い、継続的な改善に繋げること
 - 地元の実情に応じ、地元が柔軟に活用できるようにするため、例えば、放射線量測定や結果の丁寧な説明を実施する際は、国は、求めに応じ、以下のように対応する方針です。
 - 既にこれらを実施している地域では、従来の蓄積・繋がりを活かし、現行の枠組みが持続可能となるよう支援
 - これから実施を検討する地域では、地元との信頼関係の構築を最優先に支援
- ※福島再生加速化交付金「相談員育成・配置事業」の採択に当たっては、地元自治体の配置する相談員による事業が被ばく低減対策や健康不安対策を有機的に結びつける取組みであるかどうか、生活再建等の様々な相談等にワンストップで対応することを中長期的に目指す取組であるかどうかについて、上記の活動内容例に照らした確認を行います。
- ※福島再生加速化交付金「相談員育成・配置事業」においては、相談員の人件費に加え、専門家による研修、対象地域（役場機能が避難している場合は避難先の市町村も含む）内の事務所の借上、事務、調査研究等に要する一定規模の費用も交付対象です。また、貸出や配布する機器の調達や上記のプロジェクトの実施など規模が大きくなる場合においては、福島再生加速化交付金「個人線量管理・線量低減支援事業」等の活用が想定されます。

- 相談員は、相談員の活動を役場等で統括する者、特定の専門的知識を有する者、現場で活動を行う者などが想定されますが、その全部又は一部の組み合わせにより、また、常勤・非常勤の組み合わせにより、相談員同士の役割分担や指揮命令系統を形成し、業務を遂行することが期待されます。
- 相談員は、帰還の選択をする住民のみならず、避難を継続する住民や帰還の選択をしない住民からの相談も受け付けることで、地域全体として、放射線や生活再建に伴う課題の解消等に資することが期待されます。
- なお、上述のとおり、相談員の活動内容は、地元自治体が地域の実情や相談員の知見・経験等に応じて設定することを基本としています。このため、特に活動当初においては、上記の活動の一部のみで実施されることも想定されます。

3-5. 相談員の担い手

- 相談員は、住民の方々の関心・要望等に向き合った様々な活動の中心的な役割を担うことが期待されます。このため、地域住民との信頼関係を継続的に形成しつつ、住民からの様々な関心・要望等を取りまとめ、行政や専門家に適切に繋ぐことができる人材が、必要に応じチームとして活動していくことが考えられます。
- 例えば、自治会の代表者、地元自治体の職員やその退職者、社会教育指導員、保健医療福祉関係者、行政区長、教職員、食品放射性物質検査場測定スタッフ等が想定されます。また、事業を継続的に遂行する知見・経験を有する民間事業者・NPO等への委託事業として実施することも想定されます。
- 相談員の資格として、放射線に関するものを始めとする何らかの専門性を有することは必要とされませんが、業務を行う上で最低限必要となる基本的な知識について、国は、必要に応じて相談員が研修等を受けられるよう環境整備を行います。
- また、国は、地元自治体のニーズに応じ、住民とともに考える専門家を紹介する取組も検討します。

3-6. 相談員の配置時期

- 相談員の配置時期は、地元自治体が必要と判断する時期とします。

3-7. その他

- 地元自治体は、必要に応じ、住民の方々から提案等を求め、相談員の活動の改善に繋げていくことが推奨されます。
- 国も、必要に応じ、地元自治体における活動の改善を支援するとともに、こうした改善について、有識者も交えた公開の場において地元自治体と共有を図り、更なる制度の充実に努めます。
- また、国は、例えば、個人線量データの取扱いなど、相談員の活動の中で課題となる横断的・専門的な事項について、必要に応じ、専門家の意見を聞くなどして、改善に努めます。
- 「相談員制度」の運用に当たっては、関係省庁が協力するとともに、福島県と連携を図り、相談員が円滑に活動できるよう努めます。
- 「相談員制度」について、ご質問等がある場合には、原子力被災者生活支援チームまで、いつでもご連絡ください。

以 上

<お問い合わせ先>

内閣府原子力被災者生活支援チーム

企画官 有馬 伸明

担当者：大隅、細井

電話：03-5545-7496

「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」（平成 25 年 11 月 20 日原子力規制委員会決定）
（相談員関連部分抜粋）

帰還の選択をする住民が、帰還後に自ら個人線量を把握・理解し、その結果に基づく被ばく低減対策等を取り、放射線と向き合いながら生活していくためには、地域毎に、いわゆる相談員が住民の身近にいることが不可欠である。

相談員は、各市町村が地域の実情に応じて選出した、帰還の選択をする住民に寄り添って支援をする人たちのチーム（班）であり、地域に応じて多様なかたちがありうる。例えば、自治会の代表者や地方自治体の職員、各市町村で活動する医師・保健師・看護師・保育士等（以下、「保健医療福祉関係者等」という。）等が考えられる。

相談員を中心とした取組は、被ばく線量の低減策や放射線に対する不安に応えるための対策を有機的に結びつけ、対策が効果を発揮する上で不可欠なものである。具体的には、住民が個人線量を把握し、被ばく線量の低減を図り、健康を確保するといった住民の自発的な活動を支援するため、相談員は被ばく低減対策の助言や健康相談等にワンストップで応えられる機能を有することが重要である。

また、相談員は、放射性物質で汚染された環境における、住民の日常生活や将来に向けての生活再建・生活設計の支援、避難の継続に伴う不安の解消といった、幅広い役割を担うことが期待される。さらに、帰還した住民による故郷の復興・再生やコミュニティの復活など、帰還した地域の生活環境の向上にも資することが期待される。

さらに、帰還の選択をしない住民についても、地域とのつながりを通じて相談員に相談する機会を得ることで、放射線に対する不安や生活再建に伴う不安の解消に資することが期待される。

そのため、国は、各市町村が地域の実情に応じて選出した相談員の活動を継続的に支援することが必要である。

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）
（相談員関連部分抜粋）

帰還の選択をする住民の方々が、帰還後に自ら個人線量を把握・理解し、その結果等に着目した被ばく低減対策等を探り、放射線と向き合いながら生活していくため、また、日常生活や将来に向けての生活再建・生活設計の支援、避難の継続に伴う不安の解消や故郷の復興・再生やコミュニティの復活など、帰還した地域の生活環境の向上に資するため、各市町村が地域の実情に応じて選出する相談員の配置や住民の方々からの要望にワンストップで応えられる相談員の活動を継続的に支援する。

相談員の配置時期、担い手、担わせる役割、活動内容等については、各市町村による自主的な選択を基本とし、国は、各市町村からの求めに応じ、相談員体制の整備に協力することとする。なお、相談員としては、例えば、自治会の代表者や地元自治体の職員、地元自治体の職員であった者、社会教育指導員、各市町村で活動する保健医療福祉関係者等などが想定され、放射線に関する知識等の住民の方々への伝達、個人線量測定結果を踏まえた、例えば、コミュニティ単位での詳細なモニタリングの提案、故郷の復興・再生やコミュニティの向上に資する取組の提案等を通じて、住民の方々の自発的な活動を支援する中心的な役割を果たしていくことが期待される。

以上